

対象施設

介護福祉士国家試験の受験資格要件において「介護」の実務経験として認める施設のうち、現行制度において存在するものについて、訪問介護等の訪問系サービスを対象外として形で整理をしたもの(白:対象 緑:一部対象 灰色:対象外または現行制度において存在しない。)

老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業		
第1号通所介護	ケアハウス※1	指定短期入所療養介護
老人デイサービスセンター	有料老人ホーム※1	指定介護予防短期入所療養介護
指定通所介護(指定療養通所介護を含む)	指定小規模多機能型居宅介護※2	指定特定入居者生活介護
指定地域密着型通所介護	指定介護予防小規模多機能型居宅介護※2	指定介護予防特定入居者生活介護
指定介護予防通所介護	指定複合型サービス※2	指定地域密着型特定入居者生活介護
指定認知症対応型通所介護	指定訪問入浴介護	サービス付き高齢者向け住宅※3
指定介護予防認知症対応型通所介護	指定介護予防訪問入浴介護	第1号訪問事業
老人短期入所施設	指定認知症対応型共同生活介護	指定訪問介護
指定短期入所生活介護	介護老人保健施設	指定介護予防訪問介護
養護老人ホーム※1	指定通所リハビリテーション	指定夜間対応型訪問介護
特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設)	指定介護予防通所リハビリテーション	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護
軽費老人ホーム※1		

※1 特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く。)、介護予防特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)、地域密着型特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型地域密着型特定施設入居者生活介護を除く。)を行う施設を対象とする。

※2 訪問系サービスに従事することは除く。

※3 有料老人ホームに該当する場合は、有料老人ホームとして要件を満たす施設を対象とする。